



## 65歳以上の高齢者の皆さんへ 新型コロナウイルスワクチン接種の予約を受け付けます

菊陽町新型コロナウイルスコールセンター ☎(232)47077

5月17日から町内指定医療機関で、65歳以上の高齢者のワクチン接種を開始しました。

65歳以上の高齢者で接種の予約がお済みでない皆さんに、5月18日に第2回予約開始のご案内はがきを送付しました。

接種を希望する人で予約が済んでいない場合は、はがきをご確認のうえお申し込みください。

### 5月26日から接種予約を再開しました

今回の接種予約では対象者約9千人のうち約5千人分を受け付けています(5月10日の予約で約4千人分を受付済み)。

#### 接種開始日

6月28日(月)

※6月上旬からの一部追加実施分も今回受け付けを行っています。

#### 注意事項

ワクチン接種は、1回目と2回目を同時に予約します(1回目から3週間後に2回目を接種)。

#### 予約方法

- 1 町のコールセンターへ電話
- 2 インターネット予約
- 3 LINE予約

くわしい予約の方法は、5月18日に送付したはがきをご確認ください。

#### 集団接種も予約を開始

#### 接種日時

- 6月27日(日)(1回目接種)
- 7月18日(日)(2回目接種)

時間は予約時にご確認ください。※予約は5月26日から受け付けています。

#### 場所 図書館ホール

### 16歳～64歳の皆さんの接種時期

16歳～64歳の皆さんの接種は、国からのワクチン供給の動向を見て、順次お知らせします。

詳細は、今後、接種券と併せて送付する通知、広報きくようや町公式ホームページなどでご確認ください。



## 6月は児童手当・特例給付の「現況届」の提出月です

子育て支援課 ☎(232)2202



児童手当・特例給付の受給者は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

提出が必要な人には、「現況届」を6月上旬に送付しますので、記入押印後6月30日(木)までに下記添付書類を同封のうえ、返信用封筒でご郵送ください。子育て支援課または西

部支所でも受け付けますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送での提出にご協力お願いします。

#### 現況届に必要な添付書類

- ・受給者の健康保険証の写し(児童の保険証ではありません)
- ・その他必要に応じて提出する書類(個別にお知らせします)
- 児童と別居している場合…「監護・生計同一申立書」

※現況届の提出がない場合、令和3年6月分以降の児童手当を支給できません。

くわしい内容は  
こちらから



町公式ホームページ

## 新たな給付金を支給します

子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)を実施します。

ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯に対して、新たな給付金を支給します。

現在、国で具体的な制度設計を進めているところです。支給対象者や申請方法、支給時期など詳細は広報きくよう7月号や、町公式ホームページでお知らせします。

#### 給付額

児童一人当たり一律5万円

#### 問い合わせ

子育て支援課 ☎(232)2202



## 障害基礎年金を受給している人の 児童扶養手当の算出方法が変わりました

手続きは  
6/30まで!

児童扶養手当法の一部が改正され、令和3年3月分(令和3年5月支払分)から障害基礎年金を受給している方の児童扶養手当の算出方法が変わりました。

#### 改正の内容

1 児童扶養手当の額と障害基礎年金の子の加算部分の額との差額を、児童扶養手当として受給できます。

※障害年金以外の公的年金など(遺族年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など)を受給している人は、これまでと変わりありません。

2 障害基礎年金などを受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に、非課税公的年金給付など(障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など)が含まれます。

#### 受給するための手続き

すでに児童扶養手当受給資格者として認定を受けている場合は不要です。

それ以外の人は、認定請求手続きが必要です。手続きは子育て支援課窓口のみにて行います。詳細はご相談ください。



#### 支給開始月

通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、障害年金受給により児童扶養手当を受給できなかった人のうち、3月1日に支給要件を満たしている人は、6月30日(木)までに申請すれば、さかのぼって3月分の手当から支給できます。

#### 申し込み・問い合わせ

子育て支援課 ☎(232)2202



町公式ホームページ

町内のタクシー業者・運転代行業者が対象です

## 菊陽町タクシー業・運転代行業支援金

新型コロナウイルス感染症の流行で、業況が悪化している町内のタクシー業者・運転代行業者の事業継続を支援することを目的として支援金を交付します。

#### 対象者

申請日時時点で、町内に事業所を構え、1・2のいずれかに該当する事業者

1 道路運送法第4条に基づく、一般乗用旅客自動車運送業の許可を取得の上、タクシー業を主たる事業として営んでいる者

2 自動車運転代行業の業務に適正化に関する法律第4条に基づく許可を取得の上、運転代行業を主たる事業として営んでいる者

#### 支援金の額

1 事業者に対し、一律10万円(複数の事業所を営業している事業者であっても一律10万円とします。)

2 申込期限 7月30日(金)

#### 申請方法

町ホームページに掲載している申請書を記入し、添付書類を同封の上、郵送してください。

#### 申請書類

- ・交付申請書
- ・タクシー業の営業許可証または運転代行業の認定証の写し
- ・振込先口座の通帳の写し
- ・その他事業形態により必要な書類

#### 申し込み・問い合わせ

商工振興課 ☎(232)2165



「菊陽町タクシー業・運転代行業支援金」の詳しい内容はこちらから